

Title	倉沢康一郎氏学位請求論文審査要旨
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1977
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.50, No.2 (1977. 2) ,p.68- 71
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19770215-0068">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19770215-0068</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 倉沢康一郎氏学位請求論文審査要旨

倉沢康一郎氏から提出された学位請求論文は、その主著である「保険契約の法理」であるが、ほかに保証、信用保険に関する二論文が参考論文として付されている。「保険契約の法理」の内容は次の諸論文からなり立っている。

- 一 火災保険普通保険約款二条二項の意義について
- 二 委付による保険金支払の損害填補性
- 三 被保険利益の契約法的機能
- 四 被保険利益と権利
- 五 保険代位について
- 六 射替契約と条件の法理
- 七 船名未詳保険と予定保険
- 八 保険金債権の時効起算点について
- 九 保険約款に対する司法的規制
- 一〇 保険契約における保険者の出捐
- 一一 告知義務の法的根拠
- 一二 小切手による保険料支払

### 一三 予定保険契約立法私論

### 一四 死亡保険金の帰属

これらの論文は、すべて保険契約の基本法理の解明とその応用を目的とするものであるから、各個の論文の内容に立入る前に、全体的な概観を行い、倉沢教授の基本的立場とその特色を指摘してみよう。倉沢教授は保険契約における保険者の出捐内容を、保険事故を条件とする損害填補義務の引受すなわち期待権供与としてとらえ、保険契約の性質、内容について一貫した理論的解明を試みている。そこで保険契約の有償性は、保険料と右の期待権との対価性においてこれを認め、またその双務性は、保険料支払義務と期待権供与義務との機能的牽連性において認めらうとする。そして、確定的な権利と期待権とが有償的及び双務的關係をもつことの理論的困難を克服するため、わが国においては未開拓であった射替契約の理論について、主としてフランス法を参考に検討し、射替契約としての保険契約における構造的特殊性から、前述したような理解がなり立ちうるのみでなく、実際問題の解決にも役立つことを論証しようとする。

次に、保険者の出捐内容を条件付損害填補義務の引受と解する教授の立場では、損害填補は契約の要素として絶対性をもち、従つて被保険利益がなおその機能的意義を有することを主張しており、伝統的ないわゆる絶対説の立場をとっている。そして、損害填補原則の例外現象とされる保険代位と保険委付についても、なお、これを損害填補契約の効果として把握できると同時に、そのように把握できざる範囲内でのみこれを認めるのでなければ、実際上も弊害をもた

らすおそれがあるとする。このように、従来、保険制度の技術的特殊性とされてきた諸効果を、契約法理の中に位置づけることが可能であるのみでなく、実践的にも、契約当事者間の衡平な解決がえられることを主張している。そこで次に、主な論文の内容を個別に検討していくこととする。

「火災保険普通保険約款二条二項の意義について」の論文は、昭和三七年六月の最高裁判決を機縁として、保険契約の性質を吟味すると共に、約款二条二項の意義を明らかにしようとする。すなわち、保険契約の有償性、双務性に関して、保険者の義務を絶対説の立場から危険負担義務としてとらえ、火災保険普通保険約款二条二項の意義を、保険契約者が保険料支払義務を履行しない間は保険者は危険負担義務を履行しないという点で、同時履行の抗弁権を行使するための手段的役割を果たすものと理解している。

「委付による保険金支払の損害填補性」の論文においては、株券運送保険契約の性質を検討する。現在行われている株券運送保険は株券そのものを保険の目的とし、その喪失という保険事故により、株式の時価に相当する保険金を支払い、被保険者が除権判決をえて株券再発行請求権を取得した場合などには、保険者はこれを代位取得するという構成をとっている。けれどもこのような構成は損害保険契約の損害填補性に反するものであるとし、海上保険において認められている保険委付の制度の導入によつて、株券の喪失に際して、株式を保険者に譲渡することを前提に保険金を支払うという損害保険契約を提唱している。

「被保険利益の契約法的機能」は、保険の目的について譲渡担保を設定し、その所有権を譲渡担保権者に移転した場合には、譲渡担保権設定者は保険の目的についての所有者利益を有せず、従つて、その所有者利益を被保険利益とする保険契約は無効であるとする昭和三四年三月の岐阜地裁の判決に関連して、この問題を検討する。この判決に対して、多数の学者は被保険利益は経済的観念であり、所有権の存否により所有者利益の存否を判断することはできないと批判する。これに対して倉沢教授は、経済的概念としての被保険利益は保険契約の目的が可能であるという点について機能するだけで、契約の目的の確定という機能を問題とする限り、被保険利益の存否は譲渡担保権設定者が目的物につき所有権を有するか否かにより判断しなければならないと主張する。

「被保険利益と権利」の論文は、前述した「被保険利益の契約法的機能」において設けた「権利とは利益の法律的側面ないし法律的表現である」というテーゼを更に検討し、権利の本質、商法六三〇条における被保険利益の意味、抵当保険の諸問題などを考察する。そして、抵当権者の被保険利益と所有者の被保険利益の関係について、被保険利益は保険の目的から独立した観念であつて、抵当権者の被保険利益は債権であるから、所有者の被保険利益と競合することはないと主張する。

「保険代位について」の論文においては、多数説に反対して、保険の目的に関する権利についての代位を定めた商法六六一条と、第三者に対する権利についての代位に関する商法六六二条の規定と

は、その根拠を全く異にすると主張している。すなわち、保険の目的に関する権利についての代位は、保険の目的がその経済的効用を全く失つたことを全損と解する前提のもとに、価値ある残存物の取得を保険者に認めている。けれども、損害とは人から財貨が失われることをいうのであるから、何らかの利益が残存するかぎり全損ではないが、商法六六一条は損害が生じていない範囲についても保険者に填補義務を認めようとする技術的な制度である。これに対して、第三者に対する権利については、第三者に対する請求権が保険事故によつて生じたとしても、第三者がその債務を履行するまでは損害は埋められていないから、この場合には、発生した損害の範囲について填補が行われると理解している。

「射伴契約と条件の法理」においては、損害保険契約の対価的構造を説明するための鍵は、その射伴契約性の解明にあるとして、条件付契約と射伴契約との区別を、不確定要素すなわち *alea* について検討したものである。そして、損害保険契約における保険者の義務を条件付ないし不確定保険金支払義務と解する説を批判し、これを期待権創設義務としてとらえるべきであるとする。また、損害保険契約における損害填補性従つて被保険利益を、契約の適法性を担保するにとどまると見るいわゆる相対説の立場は、損害填補以外を内容とする射伴契約のうちにも適法なものが存在すること、また、損害保険契約のうちにも、*alea* の内容や態様によつては不適法なものも存在することを説明できないと主張する。

保険法学の分野においては、損害保険契約の本質を損害填補契約

として把握し、従つて、被保険利益を契約の絶対的要素と解する伝統的立場と、損害保険契約も生命保険などの定額保険契約と同様に金銭給付契約であり、被保険利益は契約が公序に反しないことを担保する機能を果すに過ぎないとする近時の有力説とが大きく対立している。こうした対立のなかで、倉沢教授はこれらの論文からうかがえるように、この問題に正面から取組み、伝統的立場である絶対説の立場をとり、具体的な問題に関する詳細な分析をおして、絶対説の正当性を精力的に論証している点は注目される。ただ具体的な問題の検討になると、従来の保険法学が越えようとして越ええなかつた壁に挑んでいるためか、論理の展開に当つてやや難解な表現の個所が一、二あることは惜しまれる。

倉沢教授は保険契約は保険制度を形成、維持するための法律制度であり、保険制度の特色から離れてこれをとらえられないと同時に、その法律制度はあくまで契約であり、契約法理から孤立させることは正しくないと指摘する。このように同教授の学風は、法律的には損害填補性、経済的には危険負担という二つの広がりのある立脚点に立つており、この特色ある学風は学界でも高く評価されている。教授はこれらの論文をとおして損害保険に関する諸問題を検討した上、更に性質を異にする生命保険の分野においても、告知義務、死亡保険金の帰属の問題などについて考察を進めている。また、近時においては、各種の社会保険が大きな発展を見せているが、この分野についても、教授の関心が広がっていくことが期待される。

要するに、倉沢教授の業績は保険制度に関する深い理解の基盤の

上に、緻密な法律論を展開したもので、特に具体的な問題について詳細な検討を加えた点は、従来の保険法学の成果にも見られなかつたもので、学界の水準を高める役割を果すものといえる。従つて主論文及び参考論文により示された倉沢康一郎教授の学識は、法学博士（慶應義塾大学）の学位を受けるに十分値するものと判定される。

昭和五十一年一月一〇日

主査 慶應義塾大学教授 法学博士 高島正夫

副査 慶應義塾大学教授 法学博士 田中 実

副査 慶應義塾大学教授 経済学博士 庭田範秋

備考 本学位は、慶應義塾大学学位規程第三条に依るものである。